

水道広域化に伴う施設最適化を踏まえ、**県企業局の県中央広域水道用水供給事業の基本料金を値下げ**します

◆ 基本料金 **2,020円/m<sup>3</sup>** → **1,640円/m<sup>3</sup>**へ値下げ。  
(令和7年4月1日より適用)

**380円**の引き下げ

今後の費用を抑制し、

**受水団体の負担を軽減**

効果

負担軽減額

今後30年間で**125億円**

<受水団体> 水戸市、笠間市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、かすみがうら市、小美玉市、茨城町、大洗町、東海村、湖北水道企業団（石岡市、小美玉市の一部区域に給水）

## 料金値下げの背景

- 2/26から水道広域化、水道施設の最適化が開始
- 将来の水需要予測が、S59当時の計画と比べ減少する見通し
- 県中央広域水道用水供給事業では、施設能力に見合った収益が得られなくなる見込みとなり、資産価値の見直しが必要
- 3月に資産価値を見直し、4月から新料金を適用

